

(企業内容等の開示に関する内閣府令 第十一号様式)

(記載上の注意)

(1) 会社名

提出者が指定法人である場合には、「会社」を「指定法人」に読み替えて記載すること（以下この様式において同じ。）。

(2) 発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の種類を記載すること。

(3) 発行予定期間

a 発行登録による募集又は売出しを予定している期間により 1 年又は 2 年と記載すること。

b 発行登録の効力発生予定日には、発行登録書の提出日から、法第 23 条の 5 において準用する法第 8 条第 3 項の規定により当該発行登録者に係る法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項に関する情報が既に公衆に広範に提供されているものとして、財務（支）局長が指定した期間を経過する日を記載すること。

(4) 発行予定額

発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載すること。

(5) 安定操作に関する事項

令第 20 条第 1 項に規定する安定操作取引を行うことがある場合には、令第 21 条各号に掲げる事項を記載すること。

(6) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主要な支店及び証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(7) 証券情報

第十二号様式第一部に準じて記載すること。ただし、当該有価証券について引受けを予定する証券会社のうち主たるものの名称を除いては、記載事項の全部又は一部の記載を省略することができる。

(8) 参照情報

a 臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第 19 条第 2 項各号若しくは第 3 項又は第 19 条の 2 のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b 訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、有価証券報告書、半期報告書又は臨時報告書のいずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(9) 保証会社等の情報

発行登録による募集又は売出しを予定している社債が保証の対象となる場合には、当該保証を予定している会社について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」及び「第四部 特別情報」の「第 2 保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類」に準じて記載すること。

また、発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券に関し、連動子会社（第 19 条第 3 項に規定する連動子会社をいう。）その他投資判断に重要な影響を及ぼすと判断され

る保証会社以外の会社の企業情報について、第二号様式「第三部 提出会社の保証会社等の情報」の「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。